

保育園保育料利用者負担額基準表

※4月1日時点の到達年齢になります。

階層 区分	階層区分説明	保育認定					
		3号認定		2号認定			
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
1	生活保護法による被保護世帯及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円 《無償化》		0円 《無償化》			
2	市町村民税 非課税世帯						
3	市町村民税額 所得割課税額 24,300円未満	12,000	11,700				
4	市町村民税額 所得割課税額 24,300円～48,600円未満	14,000	13,700				
5	市町村民税額 所得割課税額 48,600円～77,101円未満	20,000	19,600				
6	市町村民税額 所得割課税額 77,101円～97,000円未満	22,000	21,600				
7	市町村民税額 所得割課税額 97,000円～134,000円未満	28,000	27,500				
8	市町村民税額 所得割課税額 134,000円～169,000円未満	30,000	29,400				
9	市町村民税額 所得割課税額 169,000円～301,000円未満	38,000	37,300				
10	市町村民税額 所得割課税額 301,000円～397,000円未満	50,000	49,100				
11	市町村民税額 所得割課税額 397,000円以上	65,000	63,800				

※ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯のうち、次の世帯は下表のとおり。

2	市町村民税 非課税世帯		0円 《無償化》		0円 《無償化》
3	市町村民税額 所得割課税額 24, 300円未満	第1子	6,000	5,850	
		第2子以降	0	0	
4	市町村民税額 所得割課税額 24, 300円～48, 600円未満	第1子	7,000	6,850	
		第2子以降	0	0	
5	市町村民税額 所得割課税額 48, 600円～77, 101円未満	第1子	9,000	9,000	
		第2子以降	0	0	

※表示金額はすべて月額です。

保育料切替時期について

4月～8月分・・・前年度市町村民税額で算定した利用者負担額

9月～3月分・・・当年度市町村民税額で算定した利用者負担額

※1月1日現在日光市に住民登録がない方には、課税資料の提出をお願いする場合があります。

(該当する方については、6月下旬～7月上旬頃通知予定です。)

保育料の軽減について

兄弟姉妹の同時入園の場合に限らず、第2子以降無料の保育料軽減を独自に行っています。

※18才以上の子がいる場合は、別途届出が必要となりますので詳しい内容についてはお問い合わせください。

副食費について

3歳児クラスから保育料無償化の対象となると同時に、副食費が発生しますが税額により免除となる場合があります。

なお、保育料同様第2子以降は免除となります。

※金額は施設ごとに異なりますので各施設にお問い合わせください。

お問い合わせ先
日光市役所 保育課 0288-21-5186